

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日ごと、
翌日に
おき)

目次

◇ 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

◇ 規 則 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十九号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第五項中、「スマートボール場」を「及びこれに類する施設」に、「及び」を「並びに」に改める。

第七十九条第一項中「スマートボール場」を「ばちんこ場に類する施設」に改め、同条第二項中「第七十八条」を「前条」に改め、同項の表中「スマートボール場」を「これに類する施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十五年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例第七十八条第五項並びに第七十九条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における施設の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前における施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

3 施行日において現にばちんこ場に類する施設(スマートボール場を除

く。)を經營している者及び施行日から昭和五十五年十一月六日までの間にその施設の經營を開始しようとする者に係る鳥取県税条例第八十三条第二項の規定の適用については、同項中「その經營を開始しようとする日前五日まで」とあるのは、「昭和五十五年十一月四日まで」とする。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の二の1の(一)中「(以下「生業費」という。)」を削り、同表の二の2の(一)中「(以下「身体障害者生業費」という。)」を削り、同表の二の6の(一)中「以下「高等学校」という」を「以下同じ」に、「又は高等専門学校」を「高等専門学校又は専修学校(一般課程を除く。以下同じ。)」に改め、「(以下「修学費」という。)」を削り、同表の二の6の(二)中「又は高等専門学校」を「高等専門学校又は専修学校」に改め、「(以下「就学支度費」という。)」を削り、同表の八の(二)中「又は高等専門学

校」を「高等専門学校又は専修学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十一号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の特別養護老人ホームの項中

鳥取県立智頭特別養護老人ホ

ーム 八頭郡智頭町

鳥取県立智頭特別養護老人ホーム 八頭郡智

鳥取県立日南特別養護老人ホーム 日野郡日

頭町 南町
に改める。

第六条中「一万千三百六十円」を「一万二千三百三十円」に改める。

第八条の表の特別養護老人ホームの項中

鳥取県立智頭特別養護老人ホ

ーム
八頭郡智頭町

鳥取県立智頭特別養護老人ホーム
鳥取県立日南特別養護老人ホーム

八頭郡智
日野郡日

頭町
南町
に改める。

附 則

この条例中第二条及び第八条の改正規定は昭和五十五年十二月一日から、
第六条の改正規定は同年十一月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県
条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「各号」の下に「(老人、身体障害者その他の特に居住の安定
を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第二号及び第三号)

」を加える。

第七条第一項中「こえる」を「超える」に改め、「のうちから」の下に
「、その者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの県
営住宅に入居することができるよう配慮し、」を加え、同項第三号中「又
は間どり」を「、設備又は間取り」に改め、同項第四号中「立ちのきの」
を「立退きの」に、「立ちのき先」を「立退き先」に、「責」を「責め」
に改め、同条第二項中「前項各号に規定する者」を「前項の規定により選
考した者」に改め、同条第四項中「六十歳以上の者でその者と現に同居し、
又は同居しようとする親族が」を「老人で」、「すみやかに」を「速や
かに」に、「必要としている者」を「必要としているもの」に改める。
第九条の二の次に次の一条を加える。

(家賃の変更)

第九条の三 知事は、物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認め
るとき、又は県営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認め
るときは、当該家賃を、法第十三条第三項の規定により算出した限度額
に国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項の
規定により当該県営住宅につき交付すべき国有資産等所在市町村交付金
の額に相当する額の月割額を加えて得た額の範囲内において、規則で定
める額に変更することができる。

2 知事は、県営住宅について改良を施したときは、当該県営住宅の家賃
を、当該家賃に、当該改良について、法第十二条第一項の規定を適用し
て算出した額の月割額及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関
する法律第二条第一項の規定により交付すべき国有資産等所在市町村交
付金の額に相当する額の月割額の合算額を加えて得た額の範囲内におい

て、規則で定める額に変更する。
 第十一条第一項中「三月分の家賃」を「その者の入居時の家賃の三月分」に改める。

附則第六項及び附則第七項を削り、附則第八項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とし、附則第十項を附則第八項とする。

別表第一の第一種県営住宅の表中

鳥取市卯垣

を

鳥取市立川町六丁目

に、

五十四年

越殿

倉吉市広瀬町

一六

を

五十四年	越殿
五十五年	青木第十二

に改める。

倉吉市広瀬町
米子市永江

一六
二四

別表第一の第二種県営住宅の表中

鳥取市卯垣及び立川町五丁目

及

び 鳥取市立川町五丁目

を

鳥取市立川町六丁目

に、 五十四年

ひばりが丘第七

鳥取市浜坂

四八

を

五十四年	ひばりが丘第七
五十五年	緑町第七

鳥取市浜坂

鳥取市立川町六丁目

四
二

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の青木第十二団地に関する部分及び第二種県営住宅の表の緑町第七団地に関する部分は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例附則第六項の規定によつてした県営住宅の家賃の変更は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第九条の三第一項の規定によつてしたものとみなす。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十三号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国際捜査共助に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（特に居住の安定を図る必要がある者）

第一条の二 条例第五条に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とする者でその県営住宅への入居がその者の実情に照し適切でないこと認められるものを除く。）とする。

- 一 六十歳（女子については、五十歳）以上の者
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第

四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までであるもの

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症のもの

四 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第八条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者

六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

第二条第二項第三号中「写し」の下に「（外国人である場合にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項の登録を受けていることを証明する書類）」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 同居親族がない者にあつては、前条各号のいずれかに該当することを証明する書類

第二条第四項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三条の二の見出しを「（優先的に選考して入居させる者の要件）」に改め、同条第一項中「六十歳以上の者と現に同居し、又は同居しようとする

る親族に係るものは、「を」を「老人に係るものは、六十歳以上の者で同居親族が」に、「該当する者」を「該当するもの若しくは同居親族がないもの又は五十歳以上六十歳未満の女子で同居親族がないもの」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 第一条の第二号又は第三号に規定する者

第三条の第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

様式第一号の備考の7の(3)中「写し」の下に「(外国人である場合にあっては、外国人登録法第4条第1項の登録を受けていることを証明する書類)」を加え、同様式の備考の7の(5)中「(1)から(4)まで」を「(1)から(5)まで」に改め、同様式の備考の7中(5)を(6)とし、(4)の次に(5)として次のように加える。

(5) 同居親族がない者にあつては、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第1条の2各号のいずれかに該当することを証明する書類

様式第二号の備考の8の(4)中「写し」の下に「(外国人である場合にあつては、外国人登録法第4条第1項の登録を受けていることを証明する書類)」を加え、同様式の備考の8の(6)中「(2)から(5)まで」を「(2)から(6)まで」に改め、同様式の備考の8中(6)を(7)とし、(5)の次に(6)として次のように加える。

(6) 同居親族がない者にあつては、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第1条の2各号のいずれかに該当することを証明する書類

様式第七号の別記諸条項の四のへ中「十一万円をこえる」を「十八万六千円を超える」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第七号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国際捜査共助に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。